

平成29年度（仮称）加茂BSスマートIC埋蔵文化財試掘調査支援業務  
特記仕様書

第1条（総則）

平成29年度（仮称）加茂BSスマートIC埋蔵文化財試掘調査支援業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、試掘調査を実施するにあたり必要な事項を定めるとともに、関係法令及び規則を遵守することで調査の適正な履行の確保を図ること。

第2条（業務名）

業務名は、平成29年度（仮称）加茂BSスマートIC埋蔵文化財試掘調査支援業務（以下「本業務」という）とする。

第3条（業務目的）

本業務において、「（仮称）加茂BSスマートIC」及び「（仮称）市道加茂インター線」、「（仮称）市道神原企業団地線」の予定地内で試掘調査を実施することを目的とする。

第4条（業務概要）

本業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 業務内容

試掘調査

(2) 業務委託期間

契約成立の翌日から平成30年2月28日

(3) 業務場所

雲南市加茂町三代地内

(4) 調査対象面積

約29,000㎡

(5) 調査期間（予定）

調査期間 契約成立の翌日から平成30年2月15日

(6) 試掘調査方法

市の調査員の指示に基づくこと

①原則、重機掘削をおこなう。

②重機で掘削できない場所は人力で掘削する。

(7) 発生残土の処理方法

場内処理

(8) 雇用人員・日数・時間

本業務に従事する予定の作業員人数および1人当たりの雇用日数等については概ね以下のとおりとする。なお、諸般の事情により、雇用内容に大幅な変更が生じた場合には変更契約の対象とする。

現場作業員 4名 15日×2ヶ月＝30日（1日の作業時間は7時間）

※現場作業員とは、現場代理人の指導・監督のもと作業を行う者をいう。

(9) 調査体制

本業務の調査体制は1班体制とする。現場作業員等の配置は、現場状況を勘案し調査員から現場代理人へ指示する。1班の体制は概ね下記のとおりとする。

- 調査担当者 1名 (雲南市職員)
- 調査補助員 1名 (雲南市臨時職員)
- 現場作業員 4名程度

第5条(契約に係る付帯条件)

受注者は、本業務を実施するにあたり、次の事項を内容に含む事業実施計画書を作成し、契約締結後速やかに雲南市に提出しなければならない。

- (1) 事業概要
  - (2) 本業務の予定期間及び終了予定期日
  - (3) 連絡体制(緊急時を含む)
  - (4) 本業務に従事する予定の全労働者数
  - (5) 本業務で雇用する予定の労働者の雇用・就業期間
  - (6) その他、必要事項
- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度雲南市に変更業務実施計画書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、本業務の終了後速やかに、次の事項を内容に含む業務実績報告書を作成し雲南市に提出しなければならない。
- (1) 本業務の期間及び終了期日の実績
  - (2) 本業務に要した人件費の総額及び内訳額
  - (3) 本業務に従事した全労働者数の実績
  - (4) 本業務で雇用した労働者の雇用・就業期間の実績
  - (5) 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿の写し
  - (6) 本業務の実施状況の写真
- 4 委託料の支払いについては以下のとおりとする。

支払期	金額	備考
業務完了後	契約金額	業務完了検査後

第6条(返還)

前条の規定により請負契約額を確定した結果、前条第5項に示す支払い計画に基づき受注者に交付した請負費に残額が生じたとき、又は、請負費により発生した収入があるときは、雲南市は受注者に対し返還を命ずるものとする。

第7条(その他)

業務内容に疑義等が生じた場合は、監督員に相談する。